意見書案第８号

非核三原則の堅持と核兵器廃絶に向けた平和外交の推進を求める意見書

世界の安全保障環境は厳しさを増しており、核兵器を巡る国際情勢は一層不安定化している。核兵器不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議においても成果文書の採択に至らず、核軍縮・核不拡散に向けた国際社会の歩みは大きな課題に直面している。

このような状況だからこそ、唯一の戦争被爆国である日本には、「被爆の実相」を世界に発信し、核兵器が二度と使用されない国際社会の実現に向けて主体的な役割を果たすことが求められる。専守防衛のもと、法の支配を重視する平和国家として、核軍縮・核不拡散を主導する外交を展開していくことが重要である。

また、非核三原則は、戦後日本が平和国家として国際社会から信頼を積み重ねてきた礎であり、今後も堅持されるべき基本原則である。被爆の惨禍を二度と繰り返さないという決意を世界に示し続けることが、核兵器使用の抑止にもつながる。

さらに、被爆８０年という節目を迎え、核兵器のない世界の実現に向けた具体的な取組を一層推進することが重要である。逗子市議会は、１９８４年９月２１日、「核兵器廃絶に関する決議」を採択し、核兵器の廃絶と世界平和の実現に向けて努力するという決意を示してきた。北東アジアにおける信頼醸成のための対話の枠組みの構築、核兵器運用へのＡＩ技術の利用を認めない国際ルールづくりなど、現実的かつ実効性のある平和外交を積極的に進めるべきである。

よって、国においては、現実の安全保障と核兵器廃絶の両立を目指し、非核三原則を堅持するとともに、「対立ではなく対話」「分断ではなく信頼」の理念に立脚した平和外交を一層推進し、「核兵器のない世界」の実現に向けて国際社会をリードすることを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年１０月２日提出

逗　子　市　議　会